「軽費老人ホーム」 ケアハウス湯々館 重要事項説明書

1. 事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人 盛幸会
経営主体名	社会福祉法人 盛幸会
法人所在地	兵庫県川西市西多田字平井田筋5番地
電話番号	072-793-2727
代表者氏名	理事長 吉川 渉
設立年月	平成 11 年 7 月

2. 施設の概要

2. 施設の概要			
名称	ケアハウス湯々館		
施設長氏名	吉川 渉		
開設年月日	平成 12 年 10 月 1 日		
所在地	兵庫県川西市西多田字平井田筋5番地		
	阪急宝塚線川西能勢口駅より阪急バスに乗車		
交通の便	(乗車時間約 15 分)		
	「湯山台中央」バス停より北に徒歩2分		
電話番号	072-793-3897		
FAX 番号	072-793-2587		
Eメールアドレス	keahausu@toto-kan.org		
	構造:鉄筋コンクリート造 7階建		
	延床面積:6,502.79 ㎡		
	居室:1人用洋室 18室 2人用和室 2室		
	$25.73\sim35.15 \text{ m}^2$		
	居室の設備:ミニキッチン(流し台、冷蔵庫、電磁コン		
建物	ロ)、洗面化粧台(給湯)、エアコン、洋式トイレ、		
	電話接続口、テレビ接続口、		
	ナースコール等		
	定員:22名		
	共同設備:食堂、大浴室、洗濯室、屋上遊歩道、		
	談話スペース等		
	・介護老人福祉施設(利用定員 98 人)		
	・短期入所者生活介護(利用定員 12 人)		
	・通所介護(利用定員 60 人)		
併設施設及び事業所	・訪問介護		
	・居宅介護支援事業所		
	・地域包括支援センター		

3. 事業の目的と運営の方針

車米の日始	高齢者福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに
事業の目的	生活の充実を図ることを目的とします。
事業の運営方針	ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特
	性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の
	尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できる
	よう配慮していくものとします。

4. サービスの概要

種類	内容
	毎日、管理栄養士の立てる献立による栄養バランスを考
	慮した、高齢者の健康に配慮した食事を提供いたします。
	身体状況等の理由により、ご希望に応じ、粥食・刻み食
A #	などを提供いたします。
食 事	食事の場所は、原則として食堂とします。
	(食事時間) 朝食 8時~8時45分
	昼食 12 時~12 時 45 分
	夕食 18 時~18 時 45 分
	入浴は隔日以上とし、職員が入浴の準備を行います。
入浴	(入浴時間)女性 14 時 30 分~16 時 00 分
	男性 16 時 10 分~17 時 40 分
健康管理	日常の健康相談や、年 1 回以上の定期健康診断を実施い
使 尿官 生	たします。
	入居者及びその家族から、入居者の生活についての様々
相談及び援助	なご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を
	行うよう努めます。
	入居者からの要望等を考慮の上、教養娯楽・外出・日常
社会生活上の便宜	生活・サークル活動等、コミュニティー活動の支援を行
	います。

5. 利用料金について (金額については、別表に記載)

月額基本利用料金

サービスの提供に 要する費用	事務費・事業費・人件費・施設維持管理費など、国の基準で定められた料金です。入居者の前年対象収入によって異なります。		
生活費	食事サービスに係る費用及び共有部分に係る光熱水費など、国の基準で定められた料金です。 外出などにより食事を摂らない場合は、4日前の17時までにお申し出頂くと、材料費分を清算いたします。		
冬期加算	11月~翌年3月までの冬期は、暖房費として加算されます。国の基準で定められた料金です。		
居住に要する費用	居室の使用に係る費用です。		
光熱水費	居室内で使用される電気料金です。		
その他の費用	親睦旅行その他の施設行事に参加を希望される場合、又は 入居者の希望により、別に定める施設が行う特別なサービ スを利用した場合、これに要する費用をお支払い頂きま す。		

[※] サービスの提供に要する費用・生活費・冬期加算については、「兵庫県軽費 老人ホーム利用料等取扱い基準」に基づき決定します。

請求・支払いについて

利用料は、翌月の10日頃に請求書を発行し、原則は20日(20日が休日の場合は翌営業日)に自動引き落としにてお支払いただきます。

特別な事情がある場合には、20 日までの指定口座への振り込みでも、対応いたします。

6. 協力医療機関

医療機関の名称	大西クリニック
所在地	川西市新田2丁目12-6
電話番号	072 - 744 - 2248
診療科目	内科、消化器内科科、外科
入院設備	無
救急指定の有無	無

7. 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、「個人情報保護の目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。特にプライバシー情報に関しましては漏洩に注意を払います。 また、情報を第三者に提供する場合には、事前に利用者の承認をいただきます。 あらかじめ示した用途以外には決して使用いたしません。

ただし、法令に基づく場合や、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等であって、利用者の同意を得ることが困難であるときは、利用者の了解を得ることなく、必要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。

8. 情報開示について

当事業所は、入居者または身元保証人からの請求に従って、利用者ご自身に 関する情報を開示しております。ただし、本人あるいは身元保証人でない方(他 の家族等)からの請求につきましては、書面にてご本人の了解を得てから開示 させていただくことになります。

9. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口 担当者:向井律子(生活相談員)

利用時間 10時~16時(昼食提供時間帯を除く)

連絡先 072-793-3897

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

川西市健康生活室 長寿·介護保険課

所在地 : 川西市中央町12番1号

電話番号:072-740-1174

受付時間:9時~17時15分(土日、祝日を除く)

兵庫県国民健康保険団体連合会

所在地 : 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号

電話番号:078-332-5617 FAX 番号:078-332-5650

受付時間:9時~17時15分(土日、祝日を除く)

10. 職員体制

啦华	人数		二里 甘 淮	
職種	常勤	非常勤	配置基準	
施設長	1 (兼務)		1 (兼務可)	
生活相談員	1		1	
介護職員	1	4	1	
調理員	2		1	

[※] 夜間体制:当直員(兼務)を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務を行い ます。

11. 災害時の対策

防火設備の概要	防火設備	避難階段・避難口(非常口)・防火戸・防火内
		装材量・防火カーテン
	消防用設備	屋内消火栓・屋外消火栓・スプリンクラー・
		自動火災報知設備・非常通報装置・非常警報
		設備・避難誘導灯・避難誘導標識・防火用水・
		非常電源設備・消火器
緊急連絡体制	緊急連絡網の整備	
消防避難訓練	年2回以上	

12. 当施設ご利用に際しての留意事項

外出・外泊	外出・外泊される際には、お届け出頂きます。
	入居者の来訪者は、来訪の際に、1 階事務所受付の来館
来訪・宿泊	者名簿にご記入頂きます。宿泊される際には、事前に届
	出の上、承諾が必要となります。
喫煙	館内は禁煙となっています。喫煙される場合は、館外の
· 失Æ	指定の場所にてお願いいたします。
	飲酒は、医師からの制限等がない限り、自由ですが、周
飲酒	りの方へ迷惑がかからないようにお願いします。
	原則、お酒類は、居室内にてお飲み下さい。
	喧嘩、口論、中傷、酒酔いなど、他の入居者に不愉快な
迷惑行為等	思いをさせたり迷惑をかけたりするような行為は慎ん
	で下さい。
	入居者がペットを飼育する際には、事前届出の上、承諾
	が必要です。他の入居者の迷惑にならないような措置を
ペット飼育	するとともに、飼育についての全責任を負っていただき
	ます。ただし、他の入居者に迷惑が及ぶときは、飼育を
	禁止します。

※ その他、当施設を利用するに際し、別に定める管理規程並びに入居者留意事項に従うものとします。

13. 服薬管理について

入居者の服薬については、原則、自己管理となっていますが、ご自身での服薬管理が困難になった場合には、速やかにご相談ください。入居者もしくはご家族の申し出により、職員がご支援させて頂きます。服薬は、依頼人が安全に安心して服薬ができるように、職員の勤務時間の範囲内で、決められた時間にケアハウス職員がお渡しいたします。

その際には、以下の点についてお願いいたします。

- ・服薬管理依頼書への記入と提出をお願いいたします。
- ・薬はなるべく薬局にて一包化をお願いいたします。
- ・薬は、所定の薬ケースにセットした状態で、お薬手帳または薬剤情報提供 書と共に、職員へお預け下さい。
- ※ 以上について、ご理解とご協力をお願いいたします。

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、	軽費老人ホームへ
の入居に同意しました。	

入居契約者			
住所:			
氏名:			印
身元保証人			
住所:			
氏名:			印
	(入居契約者との関係)	

軽費老人ホームへの入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス湯々館

(別表1)

令和6年4月1日現在

◎サービスの提供に要する費用 (1人当たりの月額)

対象収入による階層区分	費用徴収額(月額)	処遇改善加算額等
1,500,000 円以下	10,100円 (夫婦の場合は 7,000円)	
1,500,001 円~1,600,000 円	13,100 円	
1,600,001 円~1,700,000 円	16,200 円	
1,700,001 円~1,800,000 円	19,300 円	
1,800,001 円~1,900,000 円	22,300 円	
1,900,001 円~2,000,000 円	25,400 円	
2,000,001 円~2,100,000 円	30,500 円	
2,100,001 円~2,200,000 円	35,600 円	
2,200,001 円~2,300,000 円	40,600 円	
2,300,001 円~2,400,000 円	45,800 円	
2,400,001 円~2,500,000 円	50,900 円	
2,500,001 円~2,600,000 円	58,000 円	
2,600,001 円~2,700,000 円	65,100 円	
2,700,001 円~2,800,000 円	72,300 円	
2,800,001 円~2,900,000 円	79,400 円	
2,900,001 円~3,000,000 円	86,600 円	
3,000,001 円以上	(令和6年4月~5月)	内 処遇改善加算額
	92,721 円(89,900 円+2,821 円)	(2,821 円)
	(令和6年6月~令和7年3月)	内 処遇改善加算額+1.16%加算額
	92,166 円(89,900 円+2,266 円)	(1,209 円+1,057 円)

【処遇改善加算額の計算式】

前年度平均介護職員数 前年度平均入所者数 介護職員における 9,000 円 \times (常勤換算後) 6,000 円 (一般入所者) 処遇改善加算額

◎生活費(1人当たりの月額)

46,940円

◎冬期加算(1人当たりの月額) 11月~翌3月まで

2,160円

◎居住に要する費用(居室別月額)

	居 室	月	額
2人部屋	601・602 号室	60,000円	
1人部屋	605・608・616・617・620・623 号室	45,00	円OC
	607・610・611・615・621・622・625 号室	40,00	四 ()
	603・606・612・613・618 号室	35,00	DO 円

◎光熱水費

電気料金 30円/1kwあたり